

新城市地域公共交通会議庶務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新城市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項及び第9条第2項の規定に基づき、新城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の庶務及び財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局長は、新城市の市民協働部長をもって充てる。

3 事務局員は、新城市の職員をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 交通会議の会議に関すること。

(2) 交通会議の資料作成に関すること。

(3) 交通会議の庶務に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関すること。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

(1) 事務局の運営に関すること。

(2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。

(3) 物品及び現金の出納に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、新城市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印及び副会長印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表第1のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、新城市において定められている公印の取扱いの例による。

(予算)

第7条 交通会議の予算は、新城市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、必要に応じて会計年度予算を調製し、当該年度開始前に交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、交通会議で予算の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに新城市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第8条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、交通会議で補正予算の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第9条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用)

第10条 会長は交通会議の運営及び事業の遂行上やむを得ないと判断したときは、歳出予算を流用することができる。

(出納及び現金等の保管)

第11条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議の出納員)

第12条 会長は、交通会議の事務局員のうちから、交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出に関する簿冊)

第13条 交通会議の予算に係る収入及び支展会計は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第14条 会長は、会計年度終了後、遅滞なく公共交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 前項の承認を得るにあたっては、要綱第4条第3項の規定に基づき、会長が指名した監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに新城市長に送付しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この規程は、平成20年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月15日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年度予算については、第7条第2項の規定にかかわらず、施行の日において交通会議に諮るものとする。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

別表第1（第6条関係）

名称	形状	寸法(mm)	用途	個数	管理者
新城市地域 公共交通会 議会長の印	新城市地域 公共交通会 議会長の印	21×21	一般文書用	1	事務局長

名称	形状	寸法(mm)	用途	個数	管理者
新城市地域 公共交通会 議副会長の 印	新城市地域 公共交通会議 副会長の印	21×21	一般文書用	1	事務局長

別表第2（第9条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	負担金	1	負担金	1	負担金
2	補助金	1	補助金	1	補助金
3	寄付金	1	寄付金	1	寄付金
4	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
5	使用料	1	使用料	1	使用料
6	預金利子	1	預金利子	1	預金利子
7	諸収入	1	諸収入	1	雑入

別表第3（第9条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	事務費	1	事務費	1	事務費
2	事業費	1	事業費	1	印刷製本費
				2	修繕料
				3	委託料
				4	備品購入費
				5	工事請負費
3	予備費	1	予備費	1	予備費